

# 新型コロナ対策資本性劣後ローンの概要

## ○日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）

<p>融資対象</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者</p> <p>② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者</p> <p>③ 事業計画を策定し、民間金融機関等による協調支援体制が構築（※1）されている事業者（※2）</p> <p>（※1）原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から出資又は融資による資金調達が見込まれること （※2）民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等においては、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定していれば対象</p>																
<p>融資限度額</p>	<p>【中小事業・危機対応】1社あたり7.2億円⇒<b>10億円</b>（別枠）、【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）</p>																
<p>融資期間</p>	<p>20年・10年・5年 1ヵ月（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能</p>																
<p>貸付利率</p>	<p>融資後当初3年間は一律0.5%又は0.95%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用</p> <table border="1" data-bbox="339 758 1908 1089"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">当初3年間及び 4年目以降赤字の場合</th> <th colspan="2">4年目以降黒字の場合</th> </tr> <tr> <th>5年1ヶ月・10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小事業・危機対応</td> <td>0.50%</td> <td>2.60%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>国民事業</td> <td>0.95%</td> <td>3.30%</td> <td>4.70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施</p>				当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合		5年1ヶ月・10年	20年	中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%	国民事業	0.95%	3.30%	4.70%
	当初3年間及び 4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合															
		5年1ヶ月・10年	20年														
中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%														
国民事業	0.95%	3.30%	4.70%														
<p>担保・保証人</p>	<p>無担保・無保証人</p>																
<p>資本性の扱い</p>	<p>金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）</p>																
<p>その他</p>	<p>本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後</p>																